

◎新潟県訓令第14号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成24年7月1日から実施する。

平成24年6月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「移動別表細目号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「移動後別表細目号」という。）が存在する場合には当該移動別表細目号を当該移動後別表細目号とし、移動別表細目号に対応する移動後別表細目号が存在しない場合には当該移動別表細目号（以下「削除別表細目号」という。）を削り、移動後別表細目号に対応する移動別表細目号が存在しない場合には当該移動後別表細目号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び削除別表細目号を除く。）を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表第6（第15条関係）		別表第6（第15条関係）	
(1)～(3)（略）		(1)～(3)（略）	
(4) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の個別専決事項		(4) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の個別専決事項	
専決権限を有する者	専 決 事 項	専決権限を有する者	専 決 事 項
(略)		(略)	
保健所 生活衛生課長及び衛生環境課長	(1)・(2)（略） (3) 新潟県理容師法施行条例（平成11年新潟県条例第54号）第4条第2項及び新潟県美容師法施行条例（平成11年新潟県条例第57号）第4条第2項の規定による出張業務の届出を受理すること。  (4)（略） (5) <u>新潟県理容師法施行条例第4条第5項及び新潟県美容師法施行条例第4条第5項の規定による出張業務携帯票の紛失等の届出の受理及び出張業務携帯票の再交付をすること。</u> (6) <u>新潟県理容師法施行条例第4条第6項及び新潟県美容師法施行条例第4条第6項の規定による届出事項の変更の届出を受理すること。</u> (7) <u>新潟県理容師法施行条例第4条第7項及び新潟県美容師法施行条例第4条第7項の規定による出張業務携帯票の書換え交付をすること。</u> (8) <u>新潟県理容師法施行条例第4</u>	保健所 生活衛生課長及び衛生環境課長	(1)・(2)（略） (3) 新潟県理容師法施行条例（平成11年新潟県条例第54号）第4条第2項及び新潟県美容師法施行条例（平成11年新潟県条例第57号）第4条第2項の規定による出張業務の届出を受理すること（ <u>当該出張業務の業務地を所管する保健所の生活衛生課長に限る。次号及び第5号において同じ。</u> ）。 (4)（略）

<p><u>条第 8 項及び新潟県美容師法施行条例第 4 条第 8 項の規定による出張業務の廃止等の届出を受け受理すること。</u></p> <p><u>(8)の 2</u> (略)</p> <p><u>(8)の 3</u> (略)</p> <p>(9)～(40) (略)</p>	<p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)及び(8)</u> 削除</p> <p>(9)～(40) (略)</p>
(略)	(略)